

4) 法動態部門

水野 浩二（教授・法史学）

センターの部門に関連した研究活動およびそのアウトプットについて。

教育国際化の一環として平成 28 年度より全学で実施されている Hokkaido Summer Institute に、今年度も引き続き「日本法入門 Introduction to Japanese Law」(1 単位、全 8 コマ)を 7 月 1 日～5 日に開講した。本研究科の藤原正則(民法)・小名木明宏(刑法)・中川寛子(国際経済法)三教員の協力を得て、英語による日本法概論の提供を目指すプログラムである。今年度は 12 名の外国人出席者(全員 Hokkaido Summer Institute 2019 への、海外大学からの参加者)を迎えることができた。今年度で 4 年連続 4 回目の実施となった本プログラムは、例年一定数以上の参加者を得られており、安定期を迎えることができたと考えている。また、昨年度までと同様に Thinkboard システムによる反転授業の試みを一部で実施し、効果を挙げることができたことも、新たな学習法の試行として有意義であったといえよう。

自身の研究活動およびそのアウトプットについて。

「民事訴訟手続の争点整理と事実認定における、職権と当事者の役割分担」に着眼して、明治民事訴訟法期の「実務向け文献」(手続の手引きや書式集、素人向け解説書など)の検討を継続し、紀要論文として公表した(関連業績 1 件も今年度に刊行)。難解な条文や学説を平易に言い換え、実際の使用に合うかたちに再構成し、法典や教科書からは具体的にイメージしにくい内容を広範に補う「実務向け文献」の特徴を一通り描き出すことができたと考えている。また、数年来続けてきた近代日本の民事訴訟法史の研究成果をまとめ、書籍として刊行する作業を開始した。本学法学研究科からの出版助成も決定し、令和 3 年度末までの刊行に向けて作業を続ける。

また今年度には、中近世ヨーロッパの法学を基盤とした法(学識法)が生み出した「実務向け文献」の検討として、いわゆる予防法学文献の本格的検討を開始した。伝統的には「非道徳的な戦術の指南」として否定的に評価されてきた文献類型であるが、近年の研究では再評価の傾向がみられるところであり、実務の観点からの学識法の再定位につなげたい。

その他(教育活動ほか)

通常の教育活動として、「演習 I」(1 学期・2 学期)、「演習 II」(2 学期)、「専門外国語(ラテン語)」(2 学期)、「ローマ法」(2 学期)を開講した。

教育国際化に関連する教育活動として、「Introduction to Japanese Law(日本法入門)」(Hokkaido Summer Institute 2019)の内 3 コマ、「グローバル基礎科目(留学を考える)」(高等教育推進機構・シュルーター智子特任助教)の内 1 コマ(同一内容で 2 回提供)に出講した。

論文

| 論文標題 | 誌名 | 発行年 | 頁 |
|-------------------------------------|-----------------|------|---------|
| 「実務向け文献」に見る明治民事訴訟法——審理の準備と審理過程をめぐって | 北大法学論集 70 卷 3 号 | 2019 | 1-68 |
| 学界回顧 2019・法制史(西洋法制史・中世・近世の部分) | 法律時報 91 卷 13 号 | 2019 | 239-240 |
| 学界回顧 2019・法制史(西洋法制史・全般の部分) | 法律時報 91 卷 13 号 | 2019 | 237-238 |

学会発表

| 発表課題 | 学会等名 | 年月日 | 発表場所 |
|------------------------------|-----------------|------------------|-------------|
| 民事訴訟手引書の系譜——中世後期ヨーロッパから近代日本へ | 法文化学会第 22 回研究大会 | 2019 年 10 月 26 日 | 一橋大学国立キャンパス |

図書

| 書名 | 出版社 | 発行年 | 単／共 |
|--|------|------|-----|
| 松本尚子編『法を使う／紛争文化(法文化叢書 17)』第 6 章 明治民事訴訟法の「使い方」: 手続の手引・書式集・素人向け手引の検討 | 国際書院 | 2019 | 共著 |